

令和8年度子ども・若者自立支援事業企画提案募集要領

本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。県議会において当初予算案が否決される場合には契約を締結しませんので、あらかじめ御了承ください。

1 業務内容

(1) 概要

不登校やひきこもりを経験する等困難を有する中卒進路未決定者や高校中退者及び通信制高校に在籍する生徒へ学習支援を行い、専門学校への進学につなげ、国家資格等の取得から就労定着まで寄り添い支援することにより、社会的自立を促進させることを目的とする。

(2) 業務名

令和8年度子ども・若者自立支援事業

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

別添「令和8年度子ども・若者自立支援事業企画提案仕様書」参照。

(5) 提案上限額

18,881,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない。

2 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は任意団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の法人等からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (3) 委託業務の実施にあたり、業務内容等について、県の担当者と、随時、連絡調整を行える者であること。
- (4) コンソーシアムによる企画提案を認める。その場合、要件は以下のとおりとする。
 - ① コンソーシアムを代表する事業者が企画提案を行うこと。
 - ② コンソーシアムの全ての構成員は、上記応募資格（1）から（2）の要件を満たす者であること。

- ③ コンソーシアムを構成する事業者のいずれかが、上記応募資格（3）の要件を満たす者であること。
- ④ コンソーシアムの構成員が、単体又は他のコンソーシアムの構成員として重複応募する者でないこと。
- ⑤ コンソーシアムを代表する事業者は、事業目的の達成のため他の構成員との連携を密にし、委託業務の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (5) 沖縄県内に本社又は事業所を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (6) 1提案者（コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアム）につき、企画提案は1件とする。
- (7) 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者についてはこれらに加入し、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っており、また、労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (9) 必要に応じて、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第19条1項に規定する認定を受けるための体制を整えることができること。

4 企画提案内容の要件

別添「令和8年度こども・若者自立支援事業企画提案仕様書」のとおり

5 応募方法手続き及びスケジュール

(1) スケジュール

令和8年3月2日（月）	企画提案公募及び質問受付開始
令和8年3月9日（月）16時 ^〆	質問事項受付締切
令和8年3月16日（月）16時 ^〆	応募申請書・企画提案書提出締切
令和8年3月18日（水）	第1次審査（書類審査）
令和8年3月23日（月）	最終審査（プレゼンテーション審査）

(2) 質問事項受付期間

- ア 受付期間 公募開始から令和8年3月9日（月）16時^〆まで
- イ 質問方法 質問書（様式5）に記入し、「9 問い合わせ・書類提出先」までメールすること（必ず受信確認を行うこと。）。
- ウ 回答方法 質問のあった事項については、随時、沖縄県ホームページ（本委託業務の公簿ページ）に掲載する。

(3) 企画提案公募参加申込及び企画提案書の提出

ア 期 限 令和8年3月16日(月)16時

イ 提出先 「9 問い合わせ・書類提出先」まで持参又は郵送。郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとること。

ウ 提出書類 ①企画提案応募申請書(様式1) …… 1部

②企画提案書(任意様式、A4、30頁内)

③経費見積書(任意様式)

④法人等概要(様式2)

⑤実績書(様式3)

⑥誓約書(様式4) …… 1部

⑦協定書(コンソーシアムの場合に限る)・1部

7部(②~⑤は一連にし、フラットファイル等に綴ること)

エ 留意事項

- ・コンソーシアムの場合、④法人等概要(様式2)、⑤実績書(様式3)、⑥誓約書(様式4)については、構成員毎に作成すること。
- ・企画提案書の記載にあたっては、提案内容の理解を用意するためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。また別添「令和8年度こども・若者自立支援事業企画提案仕様書」を踏まえ、以下の項目について、具体的に記載すること。

ア 提案概要(支援対象者を取り巻く現状の認識及び委託業務を実施する際の基本コンセプトなど)

イ 広報・周知及び支援者募集の実施内容等に関すること。

ウ 学習支援の実施場所について

エ 業務実施体制について

- ・ソーシャルワーク(支援対象者が抱える課題等のアセスメント、社会資源への仲介や調整など)や個別支援計画の策定に係る専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を配置。
- ・作業療法士等、社会的自立に困難を抱えるこども・若者に対し、相談や助言等を行いながら寄り添い支援することのできる専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を配置。
- ・教員免許や学習塾での指導経験を有するなど、高卒程度認定試験の合格に向けた学習支援を行うことのできる専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者を配置。

オ 業務の取組手法や運営に関すること

- ・学習支援に関する具体的な実施方法及び支援対象者の通所に係る利便性の確保。

- ・資格取得の支援、就労支援、就労定着支援の実施内容及び方法等に関する
こと
- カ 別添「令和8年度こども・若者自立支援事業企画提案仕様書」に関する
こと。
- キ 業務（年間）スケジュールに関すること。
 - ・令和8年度における年間業務スケジュール及び令和8年度から3年間の
業務実施ロードマップ計画等
- ク その他本事業に資する独自事業の提案等がある場合は、その概要を記載
すること。

(4) 第一次審査（書類審査）

応募数が4者以上の場合は、書類審査を行い、上位3者を選定する。応募数が4者未満の場合は、書類審査は実施せず、応募資格等要件の適合を確認した上で、プレゼンテーション審査の対象とする。

また、応募状況及び書類審査の結果から、プレゼンテーション審査対象者数を増減することもある。

(5) 最終審査（プレゼンテーション審査）

- ・提出された企画提案書等により、提案者による各35分程度のプレゼンテーション審査を実施する。
- ・時間配分は、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内とする。
- ・プレゼンテーション審査は、令和8年3月23日（月）を予定しているが、募集締め切り後に提案者に対し、別途時間と場所等を連絡する。

6 企画提案に係る留意事項

- ・事業提案書等は、応募者1者につき1提案のみ受付けるものとし、提出後の書き換え、差替え及び撤回は認められないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- ・虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は無効とする。
- ・応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は無効とする。
- ・企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションへの出席に要する費用等、企画提案に要する経費については、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- ・企画提案に当たって、企画提案書等に連携先等の具体的な法人名称を使用する場合は、応募者が当該法人等から了承を得ること。
- ・今回の企画提案は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保障するものではない。

- ・事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保障するものではない。
- ・令和9年度及び令和10年度においても同事業の継続実施を予定していることから、令和8年度から令和10年度までの3ヶ年度分について提案すること。ただし、今回、委託者として契約しても、次年度以降において継続して契約することを保証するものではない。

7 契約について

原則として優先交渉順位第一順位の者と協議を行い、委託契約を締結するが、その後、諸事業により第一順位の者が契約候補から外れた場合は、次順位の者と協議が成立すれば契約を行うこととする。なお、審査内容及び審査経過等については公表しない。

8 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続き

- ・委託候補者を決定したときは、県はあらためて仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を取り、予定価格の範囲内であることを確認した上で、委託契約を締結するものとする。
- ・契約締結に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

(2) 契約保証金

- ・契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付することとする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 問い合わせ・書類提出先

沖縄県子ども未来部

子ども若者政策課（担当：大城）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁3階）

T E L : 098-866-2100 F A X : 098-869-5146

E-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp